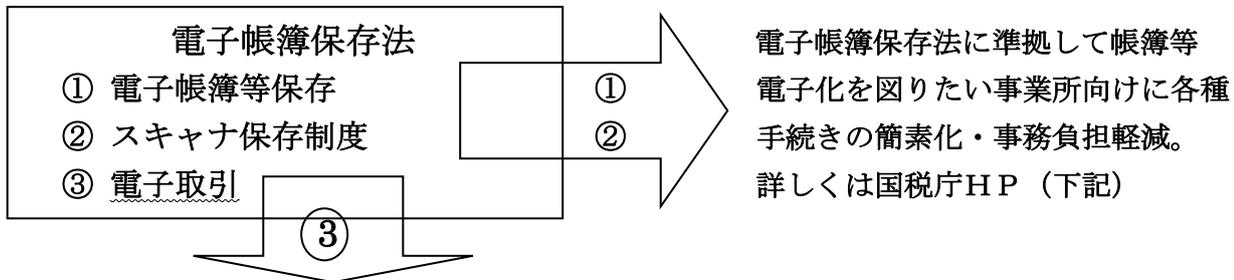


★電子帳簿保存法が改正されます★

令和3年度税制改正で電子帳簿保存法の改正が行われ、各種要件の緩和が実現し経理の電子化が容易になった①②反面、適正な記録保存を担保するための一部規制の強化③が図られます。



全ての事業者に対して、令和4年1月1日以後に行われる電子取引に係る電磁的記録の保存が義務づけられます。

※電子取引とは・・・

電磁的方法により授受した取引です。

- ・インターネットバンキングでの支払い（但し、個別支払いで通帳に個別に記載されていれば電子保存不要。合算での授受は電子保存が必要です。
- ・取引先からメールで受け取った請求書・領収書は電子保存が必要。
- ・ネットで物品購入した際のサイト画面に表示される領収書等は保存が必要。

これらはすべて電子取引ですので電磁的保存が必要です。（必要に応じて紙保存して下さい）

※電子帳簿保存法についての詳細は、国税庁HP 電子帳簿保存法関係

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

もしくは、お近くの税務署までお問合せ下さい。



～コロナ感染拡大協力金は所得税などの対象となります～

入金された協力金は全て雑収入に計上する必要があります。また、所得税・市県民税・健康保険税・介護保険料等の対象になります。どの税金・保険料に関しても、令和3年中の請求でなく、翌年（令和4年）に請求されますので、ご注意下さい。雑収入は、通常営業の申告と合算になるため、各事業所により税の発生額は異なります。納税資金等の確保を推奨いたします。

令和4年 新春賀詞交歓会のお知らせとお詫び

例年、新しい年明けを祝して『朝倉商工会議所新春賀詞交歓会』を開催しておりますが、今般のコロナ感染症の拡大防止を鑑み、人数制限を設けるなど規模を縮小（役員・議員等のみ）して開催することとなりました。大変申し訳ございませんが、ご理解とご協力を頂きます様お願い申し上げます。

朝倉商工会議所

〒838-0068 朝倉市甘木 955-11

TEL：22-3835 FAX：22-5166